

教育委員会諮問第1号  
令和5年4月24日

三木市学校給食審議会 会長様

三木市教育委員会

学校給食の実施に関する重要な事項について（諮問）

三木市学校給食審議会条例（令和5年条例第1号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

学校給食の実施に関する重要な事項について

諮問第 1 号

学校給食の実施に関する重要な事項について

1 諮問理由

本市の学校給食は、昭和 29 年に制定された学校給食法に基づき、同法が定める「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」等の 7 つの目標を達成するために、昭和 55 年から小学校において学校給食を実施してきました。

また平成 19 年に「学校給食あり方調査検討委員会」による幼稚園及び中学校の実施に関する報告書に基づき、整備、運用に取り組み、平成 21 年から中学校においても給食を開始しました。

一方、平成 27 年には、献立作成や食材の調達、給食費の管理を担ってきた学校給食会を解散し、本市が直接、給食費を徴収管理する公会計に変更し、現在まで、管理運営してきました。しかし、近年、食を取り巻く社会や生活環境が大きく変化する中で、食に関する価値観やライフスタイルなども変わってきました。そこで、本市として、食に関する学校活動や給食が子どもたちにとってどうあるべきかということを整理・検討し、施策に反映していく必要があると考えています。

以上のことから、三木市学校給食審議会に対し、本市の学校給食の基本方針等を策定し、下記の項目を総合的に調査・審議いただきたく諮問いたします。

2 答申を希望する事項

- (1) 三木市学校給食基本方針の策定について
- (2) 三木市学校給食費の改定について
- (3) 三木市学校給食に関する課題について

3 答申を希望する時期

- (1) 令和 5 年 6 月頃
- (2) 令和 5 年 6 月頃
- (3) 令和 7 年 2 月頃